

第7回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第4号議案「令和5年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の作成について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 41ページの子ども若者育成支援対策（主な事業）の「実施内容」という項目で、「第2期子ども・若者計画の策定」が上から2つ目にあると思いますが、これ「策定」でいいのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 第2期子ども・若者計画は、既に施行しておりますので、「策定」という表現は訂正いたします。

極 楽 地 委 員) 令和4年度の事業、本当に皆さん、ありがとうございます。こちらを拝見してまして、コロナ禍でどんどん事業も復活はしてきていると思いますが、目に見えて実績値が全て上がっているところが大変評価できるなど、うれしく思っております。皆様の御尽力のおかげだと思っております。

1点、18ページのナンバー15番の「青少年の自主的活動」の実績が減っている点が気になりました。私自身、最近気になっているのが、青少年の方々の活動だったり活躍、これが

芦屋のこれからの課題かなと、思っております。

子どもたちは高校に入学して以降、市外に出ていく機会が増えていきますので、芦屋の中でどう活動するかの存在価値が次のポイントかなと。市長も言われているように、子どもたち、大人問わず、みんなが活躍できる場所になると、その青少年のところもポイントかなと感じております。

そこに絡むのが、70ページの浅野先生の話にあります不登校も絡んでくるかなと思いますが、中学校まででしっかりと人格形成ができた上で高校以降に進むところ、この流れが大切かなと思っております。

高校になると広い世界に飛び込む子どもたちも増えますので、中学校までの人格の形成が必要というところ、これもポイントに、私も今後は考えていきたいかなと思っております。

ちなみに、不登校に関しまして、山手中学校では今年度より別室登校の新たな取組を進めていらっしゃいます。1学期の成果で挙げますと、4月時点でゼロ人だったところが6月時点で5名不登校の生徒さんが来られるようになった。さらに、終業式前には10名来るようになったそうです。改革することによって、当事者意識をひとりひとりが持っていただくことによって効果が現れているところ。これを次、市内に展開できればかなと思っております。またいろいろな、力を合わせて頑張っていけたらいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

教 育 長) それについて、何か補足することはありますか。

学校支援課長) 山手中学校の取組に関しましては、昨年、岡崎市の講師を招きまして、取り組んでいるところです。その効果については、

学校長からも聞いておりますし、今年度からは毎月やっていた生徒指導連絡協議会と、新たに不登校対策連絡協議会をタイアップして、関係機関も交えて不登校について、月ごとに担当者と情報共有する機会を設けています。その中で、山手中学校の取組なども市内で共有しております。

精道中学校は、別室の取組ではなくて、不登校とか不登校傾向になる前の段階の取組として、名城大学の曾山先生に入っていて、スリンプルプログラムの取組を研究しているところでして、校内研修会で精道中学校以外の担当教員も集まって、研修をしているところです。

いろいろな側面から研究を進めながらやっていきたいところでして、様々な段階の不登校に対する対策について研究をして、情報共有しながら、いいものを市内で広げていきたいと考えているところです。

極楽地委員) ありがとうございます。

上月委員) 今のことについての意見です。35ページを見ますと「適応教室在籍児童生徒に対し学校復帰に導く指導を行う」とあります。以前から適応教室に通っている子どもたちは、学校復帰を目指しているんだと言われていたのですが、現在は、教室の中に、みんなと一緒にいるということだけではなくて、先ほど極楽地委員からお話があった、学校の中にある別室、別の言葉で言えば学校内にある自由に学べるところで、自分の進度で学べる場所、そういう場所に自分の居場所を見つけることも学校復帰に導く指導だということを認識しておかないといけないと思います。教室の中へ、クラスの中に入るのだということだ

けではない。子どもたちを中心に考えて、学校復帰という考え方に幅をもつことが大事じゃないかと思います。

学校支援課長) 御指摘のとおりです。ただ、その下の令和4年度の目標に書かせていただいているのですが、今、文科省からも出ているとおり、不登校児童・生徒に関して、適応教室に限らず、学校復帰だけではなくて、学校復帰及び社会的自立につないでいくという文言で表記しています。

社会的自立という状態も議論していく必要があるかなと思っておりますが、適応教室も、今、御指摘のとおり、学校復帰だけが全てだという形の支援ではないところも大事にしながら当たっているところです。

教 育 長) 極楽地委員がおっしゃったような内容も含めて対応してきました。今後も不登校の子どもたちへの対応は多様であるということですね。

学校支援課長) はい。

極 楽 地 委 員) 今のお話で、子どもたちの今の成長だけではなくて、未来のための居場所づくり、生きていく力、生き抜く力、そこが大事だなと思っております。ただ、それが最近はじわじわと浸透はしてきていると思いますが、まだ大人世代の方では、学校に行くのが当たり前だったり、教室に行くのが当たり前という考えの方も多くいらっしゃるので、折り合いをどうつけていくか、それがすごく難しいところだなと非常に感じております。

これも一朝一夕にはいかないと思いますが、子どもたちの居場所をいろいろなところにつくるところ、その理解をどんどん広めていきたいなと私自身も思っていますので、引き続きよろ

しくお願いいたします。

上月委員) 新型コロナウイルス感染症が5類になってからは、幼稚園、保育所、認定こども園の合同研修会や施設開放日、実施の回数も増えていきますし、公民館講座の参加数であるとか、コロナだったからかもしれませんが、公立図書館における市民1人当たりの図書の貸し出し冊数も回復してきているということなど、やはり市民の意識の高さを非常に感じるところです。

そんな中で少し心配をしているのが、全国学力・学習状況調査の質問紙の中で、18ページの8番「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」は、依然として高くないです。学力的な成績はある程度あるのに、夢や目標をもつとか、自分にはよいところがあるといった意識、質問紙の調査の数値がもっと上がってもいいんじゃないか、もっと自分に自信を持ってもよいのではないかといつも感じていました。

これは不登校が増えているということも含めて、子どもたちの未来に対する希望や自己肯定感をどのように醸成して、教育していけばよいのか、育てていけばよいのか、私たちは考えていけないといけないんじゃないかなと思います。これが教育の大きな転換点になると思うのです。

EXPO23で鈴木寛先生は、失敗しても、また立ち上がって、人に聞いたり助けてもらったりしながら前に進めばよいんだという思いを持っていくというか、そういう思いが大事だとおっしゃっていました。

失敗することを、子どもたちは恐れているのではないかと思います。

鈴木先生の講演の中にもありましたが、浅野先生の総合評価70ページの一番下に、Well-beingという言葉があります。Well-beingという言葉が最近聞くようになったので、改めてインターネットで検索してみました。これが大事なキーワードになるのかなと感じています。根本的に学校現場の先生たちも、私たちも子どものWell-beingとは何かを一緒に考えていく必要があるのではないかと思います。

教 育 長) 大切なのはそこに居場所があることだと思います。子どもたちが、コロナ禍になってから非常に神経質というか、ちょっとしたことが、重荷になったりする子が増えてきているのかなと思っています。

極 楽 地 委 員) 今の教育長のお話、本当にそうだと思っていまして、また高校以降の話になるのですが、市外に出ていくと、心ない言葉をかけられたり、芦屋のいいところのお子さんみたいな扱いをされたり。逆に打たれることも出てくると思うのですが、そこで自分のフィルターを通して受け流す力だったり、それを客観的に見て乗り越える力も私は非常に大事だなと思っています。

芦屋の教育は丁寧かつ熱心ですが、学校や家庭でも過干渉になり過ぎず、メンタルの強さを身につける教育、これも意識していただきたいです。逆に、高校から不登校になる子も増えていると聞いていますので、それは周りが優し過ぎたり、丁寧過ぎるところ、何でもしてくれているところ、それが原因の1つかなとも思っていますので、その辺の強さを身につけるところ、これも入れていただきたいなと思っております。

上 月 委 員) 19ページの重点目標3番(1)と(2)にある学校支援

ボランティアグループと教育ボランティアの違いを教えてください。

学校教育室長) 3-(2)、教育ボランティアでいきますと、43ページ、よく学校現場では、ゲストティーチャーなど、いろいろな活動で地域の方に、例えば昔遊びを一緒にとか、読み聞かせしていただいたり、平和学習で語り部さんに来ていただいたり、その活動によっていろいろですが、そういったことに来ていただいているのが教育ボランティアです。

3-(1)は学校支援ボランティアの登録されている方、社会教育でされている関係のものであります。地域にいらっしゃる学校に入っているボランティアの方々のこと。38ページの下にある学校支援ボランティア連絡会などです。

上月委員) 教育ボランティアは分かりました。学校支援ボランティアグループはどの学校にもあるんですか。やっぱり地域の方の力はすごく大切なので、教育ボランティアは令和元年600人で、237人まで回復してきているので、今後さらに増えていくことを期待しています。

学校教育室長) この学校支援ボランティアに登録されている方で、学校運営協議会の委員になっていただいて、学校評議員会と学校運営協議会、両方で今、市内ではモデル的实施校とそうでない学校が併走しているのですが、そういったところの委員になっていただいて、何ができるか、また社会教育の集まりに持ち帰っていただいて、協議していただいたり。大体ニーズとしては、花壇ですとか、お花の手入れですとか、そういったところが多いかと思うのですが、先ほども申し上げた、読み聞かせのとこ

るもあるでしょうし、それはそれぞれチーム、所属されている団体さんによって違うと考えております。

上月委員) 分かりました。

教育長) 美観活動の分野ではグリーンボランティアなど。学校教育の分野では地域の語り部であったり、英語などのような教科の学習内容で。また、放課後のキッズスクエア関係であったりします。

森川委員) 全体的なことですが、令和4年度の同じような事務の点検評価報告書と比べながら見させていただいたのですが、去年の報告書で今後の課題、方向性などで書かれているところの、ほかの項目に書かれていることが、今回の報告書に載ってなかったりするところもあるので、その辺りについて、お聞きしたいのですが。

例えば36ページの適応教室で、昨年度の報告書だと適応教室在籍児童生徒数が31名とはっきり書かれていたのですが、今回、その辺がどこにも書かれていなくて、前回の教育委員会で適応教室の在籍者数が増えているというお話もあったかと思うのですが、今回書いていないのはなぜなのかというところが、素朴な疑問として思いましたので、お聞かせいただけたらと思います。

学校支援課長) 人数は、その理由と共に常に気にしながらやっておりますので、今後の検討課題としさせていただきたいと思います。

教育長) これは報告なので、数字として出すと、森川委員も素朴に、すっとわかりやすかったかなと。

上月委員) 68ページの読書のまちづくりの推進でお伺いします。ブ

ックスタート事業が再開すると書いてあったのですが、読み聞かせを行うほかに、例えば本を配付することは継続されているのでしょうか。

図書館長) 本はこども家庭・保健センターの予算で配付をしております。それはコロナ禍で読み聞かせを中止しているときも、継続して本をプレゼントすることは続けております。

上月委員) 「ちっちゃなこどものおはなしかい」はすごくよい事業です。0歳の子どもでも、「だるまさんがころんだ」などの本を読むととても喜んで見たり、聞いたりしてくれます。

また、子ども司書の取組も昨年度されて好評でしたが、本年度の取組はいかがでしょうか。

図書館長) 今年度も市内の小学4年生から6年生の方を対象に、子ども司書の養成講座の募集を行いまして、現在14名の方が講座を受講していただいております。

上月委員) 分かりました。

森川委員) 去年の報告書の比較で申し訳ないですが、36ページのカウンセリングセンター管理運営事業の実施内容、電話相談の件数が68件と書かれていますが、去年の報告書だと電話相談133件あって、半分ぐらいに減っているところが気になったもので、その下の面接相談151件と今年度なっていますが、去年は167件で、あまり変わらない件数だったので、電話相談だけがかなり減っているのが気になったので、その辺り、どういうお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

学校支援課長) その分析が足りておりませんので、また研究させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

登校の相談が多い。ちょっと違いがあるかと思います。

教 育 長) 16 ページの一番上に「就学前教育の推進」とあります。いつものパターンですが、基本施策の(1)就学前教育の推進、その横に事務事業名とあります。就学前教育推進事業、これは分かります。市立幼稚園子育て支援事業、これも分かります。教育委員会の運営と教育委員会その他一般事務は、この2つがここに入り込んでいるのが、何か違和感があります。

内容がいいとか悪いとかではなくて、なぜ「就学前教育の推進」の中に事務事業名として、その2つが入り込んでいるのが、少し気になっています。

一番最初に活動状況として出てきているので、3 ページ、4 ページ、5 ページ。ここの体系は、実は6 ページ、7 ページの全体的な施策体系をうまく網羅して、つくってくれているんですね。その2つだけが、ここにフィットしないなという気が私はしています。

教 育 部 長) そうですね、振り分けとして検討します。

社会教育室長) 地域の学校支援ボランティアの御質問があった部分ですが、生涯学習課で所管しておりまして、学校支援ボランティア協議会を立ち上げております。その中で、学校の中の連携ボランティアや清掃ボランティア、図書ボランティアなどの支援をしていただいています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、日 程 第 2、専 決 報 告 第 3 3 号「芦 屋 市 教 育 委 員 会 事 務 局 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 制 定 に つ い て」を 議 題 と し ま す。

提 案 説 明 を 求 め ま す。

教 職 員 課 長) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

極 楽 地 委 員) こ ち ら、前 回 の 協 議 会 で 概 要 を 御 報 告 い た だ き ま し た が、実 際 に 組 織 の 改 正 案 を 拝 見 す る と、本 当 に 期 待 大 と い う こ と で、期 待 し か あ り ま せ ん。学 校 教 育 改 革 推 進 室、こ ち ら で 課 長 級 の 皆 様 が メ ン バ ー と し て、タ ッ グ を 組 ま れ る と、最 強 の プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム に な る な ど、す ご く 期 待 し て お り ま す。

今、学 校 改 革 に お い て プ ロ ジ ェ ク ト を 進 め ら れ よ う と し て い ま す が、こ れ が さ ら に 横 串 で 横 断 的 に 展 開 で き る と な る と、本 当 に 闊 達 な 意 見 が 出 や す い で す し、学 校 現 場 に 推 進 す る の も 提 案 力、組 織 力 が あ り ま す の で、引 き 続 き 頑 張 っ て い た だ き た い な と 思 っ て お り ま す。

あ と、併 任 で す が 建 築 課 の 皆 様 が 入 ら れ る、私 自 身 は 非 常 に 安 心 感 と い い ま す か、組 織 と し て の 安 定 力 が す ご く 増 す な ど 今 回 感 じ て お り ま す。担 当 課 長 や 係 長 な ど、よ く 学 校 現 場 の こ と を 分 か っ て い た だ い て い る 上 で、先 ほ ど「主 体 的」と い う 言 葉 が あ っ た と 思 う の で す が、よ り タ イ ム リ ー に レ ス ポ ン ス よ く 対

応いただけることで、学校現場だったり、保護者、御家庭、地域もより安心感が増すと思いますので、すばらしい改正だと思っております。

恐らく今後、いろいろなプロジェクトを展開されると思いますが、以前、森川委員がおっしゃっていた、組織の名前のところで、ニックネーム的な感じで訴求力とかキャッチーなチームの名前でプロジェクト展開なさってはいかがでしょうか。私自身、この改革・改正を見て、すごく楽しみというか、おもしろそうだなと思ったので、ポジティブに周知できればと思います。

教育長、川原部長はじめ、教育委員会全体でプロジェクトを推進されるところに、希望が見えましたので、何かキャッチーで、高島市長も一緒に展開できるような、芦屋市と教育委員会全体で展開できるような、訴求力のあるプロジェクトが進めばいいなと期待しております。

教 育 長) 今回の組織改正は、人が増えたわけではないので、職員は大変だと思うのですが、このプロジェクトができるということは、外に見える化が図れたとは思いますが。また教育委員の皆さんに内容を報告したり、またアドバイスをいただいたりしていきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第33号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第34号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

言葉として「訓令」があったり「規則」があったりするのですが、「訓令」という言葉はあまり聞かない言葉です。説明してもらえますか。

教 職 員 課 長) 「規則」と「訓令」との使い分けですが、「規則」に関していうと、教育委員会で決められる、一番大きな法律の形式になります。規則については外部に対しても影響力を及ぼすところですが、こちらの「訓令」についていうと、基本は上司からの命令と同様のもので、あくまで組織内部にとどまる影響力のものになります。

ですから、内部だけに関わる規定につきましては、「訓令」という形としております。「参事・主幹及び主査の分掌事務を定める規程」は「規程」と「訓令」で言葉は異なっていますが、法律の形式で考えた場合は「訓令」の一種ということになっていますので、名前は「規程」ですが、実質、内容としては「訓令」という位置づけになっております。

非常に分かりにくい説明で申し訳ございません。

教 育 長) 条例は、教育委員会だけでは決められませんので、議会の

同意という形になりますが、規則や訓令等は、教育委員会の、この会議において決定できます。条例では詳細については規則に委ねるとか、何とかに委ねるという形で引っ張ってあるのですね。

今は、その呼び名だけ申し上げたわけで、今回の8月1日の改正に伴ったものです。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第34号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第35号「芦屋市教育委員会事務局職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 職務権限規則のところで、「教育次長」という表記が結構多用されているのですが、これは今からの専決で改正されるのですか。

教 職 員 課 長) 今回改正するのは、3から5ページの新旧対照表を入れているところだけになりますので、教育次長の規定の部分、そう

いったところは変わらない、そのまま残るところでございます。

極楽地委員) 残るけど、実質は今は、先ほどの御説明どおり。

教職員課長) そこが非常にややこしくなっていて、教育次長と、以前行政職であった次長は、これは全く別物になります。教育次長は教育長の下に配置する職になりますので、これについては部長よりも上の職という規定でございます。

過去は調べたところ、3回ほど配置していることがあるのですが、ここ何十年も配置してない状況です。ただ今後、そういう活用も考えられる部分で、今は残している状態です。

極楽地委員) この前、議会でお話しされていたものですか。

教育長) そうです。

極楽地委員) 理解いたしました。

森川委員) 職務権限規則で、第2条の4項に「部長の職能は、おおむね次のとおりとする」と書いてあるのですが、その改正案だと2条の1項で、部長には参事を含むとなるとすると、4項の部長の職能は参事の方も、この職能はここに書いてあるとおり、4項になるということでしょうか。

教職員課長) そのとおりでございます。

教育部長) 部長と参事、同じ機能ということですが。部長は1人なので、参事という名前をつけて、括弧書きで、学校教育担当部長となります。

教育長) 教育部長と参事の違いについて、教育部長は全体的な部長ですが、特に参事は特命的に、学校教育室に関するところですが。市長部局も一緒です。

教職員課長) そうですね、基本的な考え方は一緒です。

教 育 長) 市長部局の部長は教育長の代わりに市長の指揮を受けるとか、何かそこら辺がちょっと変わるぐらいではないですか。

教 職 員 課 長) はい。基本は、教育委員会のそういう職務の考え方は、市長部局の職務の考え方をそのまま適用する考え方ですが、部長に関していうと、市長部局の場合でしたら市長、副市長、部長という形になっているものが、教育委員会の職員の場合は、教育委員会があり、教育長がいて、部長がいる形なので、そこは形が違いますので、部長についてだけ、別に定めることとなります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第35号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第36号「芦屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

補助執行は、就学関係の窓口受付及び通知書の交付に関すること。それと給与ですね。

教職員課長) はい。

教育長) 事務委任と補助執行の違いを、説明してください。

教職員課長) 補助執行の場合は、あくまで教育委員会の業務を、市長部局の職員を使ってやる。これが補助執行のやり方です。

事務委任の場合は、事務委任という形で、完全に委任した形になりますので、ここは教育委員会ではなくて、いわゆる市長部局がやる場合は市長の名前でやる形になりますので、そういった差がございます。

教育長) 放課後児童クラブは逆に児童福祉法にのっとって行うもので、市長部局の権限ですが、学校の中ですので教育委員会が事務委任においてやっていっているのですね。

教育部長) 運営については事務委任で、入会許可などについては補助執行です。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第36号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言